

神戸大学の学生・教職員の皆様へ

令和2年3月11日

神戸大学長 武田 廣  
危機管理担当理事 杉村 和朗

### 新型コロナウイルスに対する本学の対応について(第6報)

新型コロナウイルス感染症は指定感染症となっています。感染拡大防止のため、学生・教職員の皆様は以下のとおりご対応をお願いします。

国内で多くの感染者が報告されています。感染時の発熱の程度や症状は様々ですが、体調不良時には登校・出勤しないことが他者への感染拡大を防ぎます。

また、プライバシーには最大限配慮し、感染者・濃厚接触者・対象帰国者などが不当な扱いを受けないようにし、自身のため、周りの人のため引き続き体調管理・情報収集に努めてください。

下記は、現時点での対応ですが、今後の状況変化により、変更がある可能性があります。

#### I. 感染予防対策について

1. 体調不良(咳・発熱・節々の痛み・全身倦怠感(だるさ)・下痢等)のあるものは、登校・出勤を控えてください。その場合、「神戸大学感冒様症状者にかかる届出制度」に基づき、学生は教務学生担当係、職員は総務担当係へ必ず連絡してください。

また、体調不良の場合は、毎日体温を計測し(朝夕2回以上)、症状とともに記録してください。症状に応じて医療機関の受診を検討してください。

登校・出勤を控える期間は下記となります。

- ・全ての症状がおさまるまで
- ・発熱や全身倦怠感については風邪薬や解熱剤を使わず症状がなくなった日から2日を経過するまで

(インフルエンザと診断された方は、発症後5日を経過かつ解熱後2日を経過するまで)

期間を過ぎれば、登校・出勤が可能です。

2. 次の相談・受診の目安に該当する症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」(相談センター)に相談し、指示に従ってください。

(厚生労働省:新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

・風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。(解熱剤を飲み続けなければならぬときを含みます)

・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※高齢者や基礎疾患(糖尿病・心不全・呼吸器疾患(COPD等)のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方は、重症化の恐れがあるため上の状態が2日程度続く場合には相談センターに相談してください。

これらは、あくまでも目安であり、症状が強い時は、我慢せず、相談のうえ医療機関受診をしてください。

現時点では、新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様にかかりつけ医等に相談することも目安の中にあげられています。

3. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合、学生については登校停止、職員については就業禁止となります。学生は教務学生担当係、教職員は担当総務係へ必ず連絡してください。療養後、「治癒し、他への感染のおそれがない」旨の診断書を主治医に書いていただき、保健管理センターに持参してください。確認の上、登校・出勤が可能となります。

4. 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と判断された方は、学生は各科教務係、教職員は担当総務係に必ず連絡をしてください。保健所の指示に従い、感染拡大防止に努めてください。また、感染者との最終接触から14日間は登校・出勤を控え自宅等に滞在(自宅学習等)するよう努めてください。

5. 登校後や就業中に体調不良となった場合は、手指衛生に努め、マスク等咳エチケットに留意し、帰宅し、1.の対応をとってください。

## 【海外からの帰国者について】

1. 海外からの帰国時に体調不良がある場合には、必ず検疫所へ申告してください。
2. 流行国・流行地域(同域内経由を含む)から帰国した学生・教職員は、14 日間は、やむを得ない場合以外は自宅等に滞在(自宅学習等)するよう努めてください。  
また、学生は担当教務学生係・指導教員に、教職員は担当総務係へ帰国後の自宅滞在をする旨、御連絡ください。
3. その他の国・地域から帰国した学生・教職員も、体調の経過観察に努めて下さい。
  - 登校・出勤せず自宅等待機をする場合  
14 日間は毎日体温を測り(朝夕 2 回以上)、手洗い、咳エチケット(マスクの着用)を徹底し、咳・発熱など体調不良の場合は、上記と同様にしてください。
  - 体調の経過観察をする場合  
14 日間は毎日体温を測り(朝夕 2 回以上)、手洗い、咳エチケット(マスクの着用)を徹底し、咳・発熱など体調不良の場合は、上記と同様にしてください。

## Ⅱ. 海外渡航について

流行国・流行地域(同域内経由を含む)への海外渡航については、外務省の感染症危険レベルがレベル2以上の地域への渡航を学生・教職員とも渡航不可とします。また、レベル1の地域への渡航についても、学生は原則渡航不可、教職員には自粛を要請します。

なお、学生が参加する大学主催の海外留学プログラムについて、レベル1以上の国・地域への派遣は「神戸大学国際交流危機管理マニュアル」(<https://www.kobe-u.ac.jp/documents/info/project/crisis-management/international.pdf>) 海外危険情報対応基準に則り、原則中止となります。現在留学中の国・地域がレベル1となった場合には、帰国準備を開始し、レベル2となった際には一時帰国を要請します。

現時点の流行国・流行地域及び渡航制限については以下のとおりです。

国	対象地域	感染症危険レベル	学生	教職員
中国	湖北省・浙江省温州市*1	レベル 3	渡航不可	渡航不可
	*1 を除く全土	レベル 2	渡航不可	渡航不可
韓国	大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡及び安東市*2	レベル 3	渡航不可	渡航不可
	*2 を除く慶尚北道の全域*3	レベル 2	渡航不可	渡航不可
	*2・3 を除く全土	レベル 2	渡航不可	渡航不可
イラン	危険レベル 4 の地域*4	-		渡航不可
	コム州・テヘラン州・ギーラーン州、危険レベル 3 の地域*5	レベル 3	渡航不可	渡航不可
	感染症危険レベル 2 の地域(*4・5 を除く)	レベル 2	渡航不可	渡航不可
イタリア (サンマリノ及びバチカン市国含む)	ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、ロンバルディア州*6、サンマリノ	レベル 3	渡航不可	渡航不可
	*6 を除くイタリア全土及びバチカン市国	レベル 2	渡航不可	渡航不可
フランス	全土	レベル 1	原則渡航不可	自粛要請
ドイツ	全土	レベル 1	原則渡航不可	自粛要請

スペイン	全土	レベル1	原則渡航不可	自粛要請
スイス	全土	レベル1	原則渡航不可	自粛要請

※ なお、海外渡航の際には、教職員は所属部局へ海外渡航届出等の届出を必ず行ってください。学生は、一時帰国届も含め GEMs(神戸大学グローバル教育管理システム)への入力を徹底してください。

現在も情報は変化していますので、下記の HP をはじめとして最新情報に注意を払うようにしてください。

## 関連リンク

外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

FORTH(厚生労働省検疫所)ホームページ

<https://www.forth.go.jp/index.html>

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について(厚生労働省ホームページ)、

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

神戸市感染症統合情報システム

<https://kobecity-kmss.jp/>

神戸大学保健管理センター

<http://www.health.kobe-u.ac.jp/>

一般的対策について

東北医科薬科大学病院

「新型コロナウイルス感染症～市民向け感染予防ハンドブック」

<http://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/info/information/2326/>